

# 在宅医療・在宅看取り講演会

時12月26日(土)午後1時30分～4時(開場：午後1時)

所市民ホール 小ホール

因講演「最期まで自分らしく生きるために ～今 あなたにできること～」

長尾 和宏さん(医療法人社団裕和会 長尾クリニック理事長兼院長、  
一般社団法人日本尊厳死協会副理事長)

定先着100人(会場参加ができない人は、Webでの視聴を予定しています)

¥無料

用11月16日(月)～12月11日(金)に氏名、年齢、住所、電話番号をファクス、  
メール、郵送または在宅医療・介護連携サポートセンターへ来庁して申し込み。  
メールの場合は件名に「講演会申込」と記入してください。

- 他
- ・必ずマスクを着用し、検温、手指の消毒にご協力ください。
  - ・咳やくしゃみ、のどの痛みなどがある場合は、当日の参加をお断りします。
  - ・新型コロナウイルス感染症の状況により、中止になることがあります。詳しくは、ホームページで案内します。また、感染拡大防止対策のため、参加申込時にいただいた個人情報は名簿として作成し、市民ホールへ提出しますのでご了承ください。
  - ・当日は手話通訳があります。
  - ・事前申し込みをしていない人の当日参加はできません。
  - ・電話による申し込みは受け付けていません。

〒524-0013 下之郷三丁目2番5号

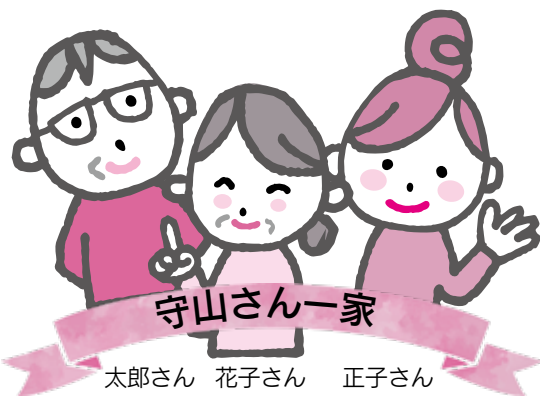
在宅医療・介護連携サポートセンター

☎(581)0340 ☎(581)0203 ✉chiikihokatsu@city.moriyama.lg.jp



## 教えて!!

～介護サービスを利用するには～ ⑦



介護認定までの流れを知った太郎さん。でも、それだけで実際にサービスを受けられるのか、少し心配そうです。



太郎さん

介護認定を受けたら、それだけでサービスを受けられるのかな？

いいえ。介護サービスを使うためには、ケアマネジャー(介護支援専門員)にケアプランを作ってもらする必要があります。

ケアマネジャーって聞いたことはあるけれど何をする人なのかしら？

ケアマネジャーは、介護に関する資格を持つ人で、本人や家族の状況・希望をもとにケアプランを作成します。「ケアマネ」と省略して呼ぶこともあります。

ケアプランというのは、週や月単位でどの介護サービスをいつ利用するかを具体的に決める、スケジュールのようなものです。



花子さん

いろいろあるのね。  
介護サービスを受けるには、ケアマネジャーに相談すればいいのね。



正子さん

☎介護保険課 ☎・☎(582)1127 ☎(581)0203